

2024年12月25日

各 位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL. 0120-753104

「NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信」
受益権の併合に伴う端数受益権の売却のお知らせ

当社は、「NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信」（以下「当ETF」といいます。）（銘柄コード1357）について、2024年12月17日の最終の受益者名簿に記載された受益者の有する受益権につき、2024年12月18日を効力発生日として100:1の比率で併合いたしました（当該併合により、100口の受益権が1口となりました。）。これに伴い、併合後の1口に満たない端数受益権について、下記の通り売却を実施いたしましたのでお知らせいたします。

日頃の皆様からのご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象ファンド（括弧内は銘柄コード）

NEXT FUNDS 日経平均ダブルインバース・インデックス連動型上場投信（1357）

2. 端数受益権の売却の概要および内容

○概要

受益権の併合に伴う端数受益権を一括して売却いたしました。

○内容

① 売却日	: 2024年12月23日(月)
② 売却総口数※	: 13,364口
③ 売却代金総額	: 159,273,088円

※売却総口数は、受益者毎の端数受益権を合算した端数受益権総口数です。

なお、各受益者の端数処理代金は、単価 11,918.0701 円（上記、売却代金総額を売却総口数で除した値（小数点以下第五位切り上げ））で計算されます。詳細につきましては、2025年2月下旬以降、郵送にてご案内させていただく予定です。

以上

受益権の併合についての Q&A

Q1	端数受益権および端数処理代金とは何ですか。また、それらが発生するのはなぜですか。
A	<p>端数受益権とは、受益権の併合に伴い生じる 1 口に満たない端数部分のことを指します。また、端数処理代金はこの端数受益権の売買代金を意味します。</p> <p>当 ETF は、2024 年 12 月 17 日の最終の受益者名簿に記載された受益者の有する受益権につき、2024 年 12 月 18 日を効力発生日として 100 : 1 の比率で併合を行ないました（当該併合により、100 口の受益権が 1 口となりました。）。それに伴い、各受益者において併合前に 100 口に満たない保有口数が端数受益権となっております。端数処理代金は、端数が生じた受益者の方に対して端数部分の持分に応じてお返しいたします。</p>
Q2	売却日はどのようにして決定したのですか。
A	速やかに売却を行うため、証券保管振替機構の規定にしたがい、売却が可能となる日当日といたしました。
Q3	端数受益権の売却に伴い、ファンドの運用にどのような影響がありますか。
A	端数受益権の売却後の信託財産の運用および管理については影響はなく、今後も従来通りの運用を行ないます。
Q4	端数処理代金の受け取り方法について教えてください。
A	2025 年 2 月下旬以降、前述の端数処理代金の詳細とともに払出証書を同封いたします。ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、端数処理代金をお受け取りください。
Q5	端数処理代金がいくらになるか概算することはできますか。
A	<p>端数処理代金のおおよその額は、単価 ÷ 併合比率 × 端数受益権口数となります。</p> <p>例えば、端数受益権口数が 99 口の場合、端数処理代金は $11,918.0701 \text{ 円} \div 100 \times 99 \text{ 口} = 11,799 \text{ 円}$程度となります。確定した金額については、2025 年 2 月下旬以降に郵送する書面にてご確認ください。</p>
Q6	端数処理代金の税務上の取り扱いはどのようになりますか。
A	一般的に、端数処理代金は「上場株式等に係る譲渡所得等」に該当すると考えられますが、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
Q7	端数処理代金は、いつの所得になりますか。

A	<p>一般的に、端数処理代金の売却を行なった日である 2024 年の所得と考えられますが、詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。</p> <p>各受益者の端数処理代金の詳細につきましては、2025 年 2 月下旬以降、郵送にてご案内させていただく予定です。</p>
Q8	<p>今後も受益権の併合を行なう可能性はありますか。</p>
A	<p>現時点では、今後の受益権の併合にかかる具体的な予定はございません。</p> <p>しかしながら、基準価額等の動向次第では、将来的に受益権の併合の実施について検討を行なう可能性がございます。</p>